

公 売 財 産 明 細

執行機関名 長浜市

公売公告番号 長浜市公売公告兼見積価額公告（長整理第 1435 号）売却区分 1

公 売 概 要 の	J R 北陸本線「虎姫」駅から東へ約 3.8 Km(車約 10 分)、湖国バス浅井・びわ湖虎姫・高山線「三菱ケミカル浅井事務所前」停留所から南西へ約 600m(徒歩約 8 分)に位置する。 令和 7 年 8 月 22 日現在、農地として使用されている。登記地目、現況地目はともに「田」であり、農業振興地域整備計画において農用地区域と定められた農地（いわゆる「青地」）である。
法 利	主な公法上の規制等
的 用 規 状 制 況 等	1. 農業振興地域整備計画において農用地区域と定められた農地であることから、農地としての利用に限定されるため、転用は原則不可。 2. 入札者は、長浜市農業委員会が交付する「買受適格証明書」を令和 7 年 9 月 16 日までに申請する必要があります。 また、所有権移転に当たっては農地法で規定する許可が必要です。
公 所 売 の	公売は現状有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分にご理解の上、公売に参加してください。
条 他 件	1. 公売財産の面積は公簿表示によるものです。 2. 権利移転費用は、買受人の負担となります。 3. 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿などを確認してください。 4. 公売財産に隠れた瑕疵があっても、市は担保責任を負いません。 5. 土地の境界については、隣接地所有者と協議してください。 6. 公売財産内の動産等の処理については、所有者及び使用者と協議してください。 7. 市は、公売財産の引き渡し義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や動産の処理等はすべて買受人の責任において行うことになります。 8. 土壌汚染などに関する専門的な調査を行っていません。 9. 長浜市暴力団排除条例に規定する暴力団または暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有するもの（法人の場合は役員も含む）は、公売財産を買い受けることができないので、この確認のために誓約書を提出していただきます。法人の場合は役員一覧も提出してください。 10. 公売保証金の納付は、現金または金融機関振出しの小切手に限ります。

公 売 中 止

執行機関名 長浜市

公売公告番号 長浜市公売公告兼見積価額公告（長整理第 1435 号） 売却区分 1

所 在 図



公 売 中 止



所在図は、現地の状況をイメージしやすくするために作成したものであり、縮尺・位置等は実際と異なる場合があります。

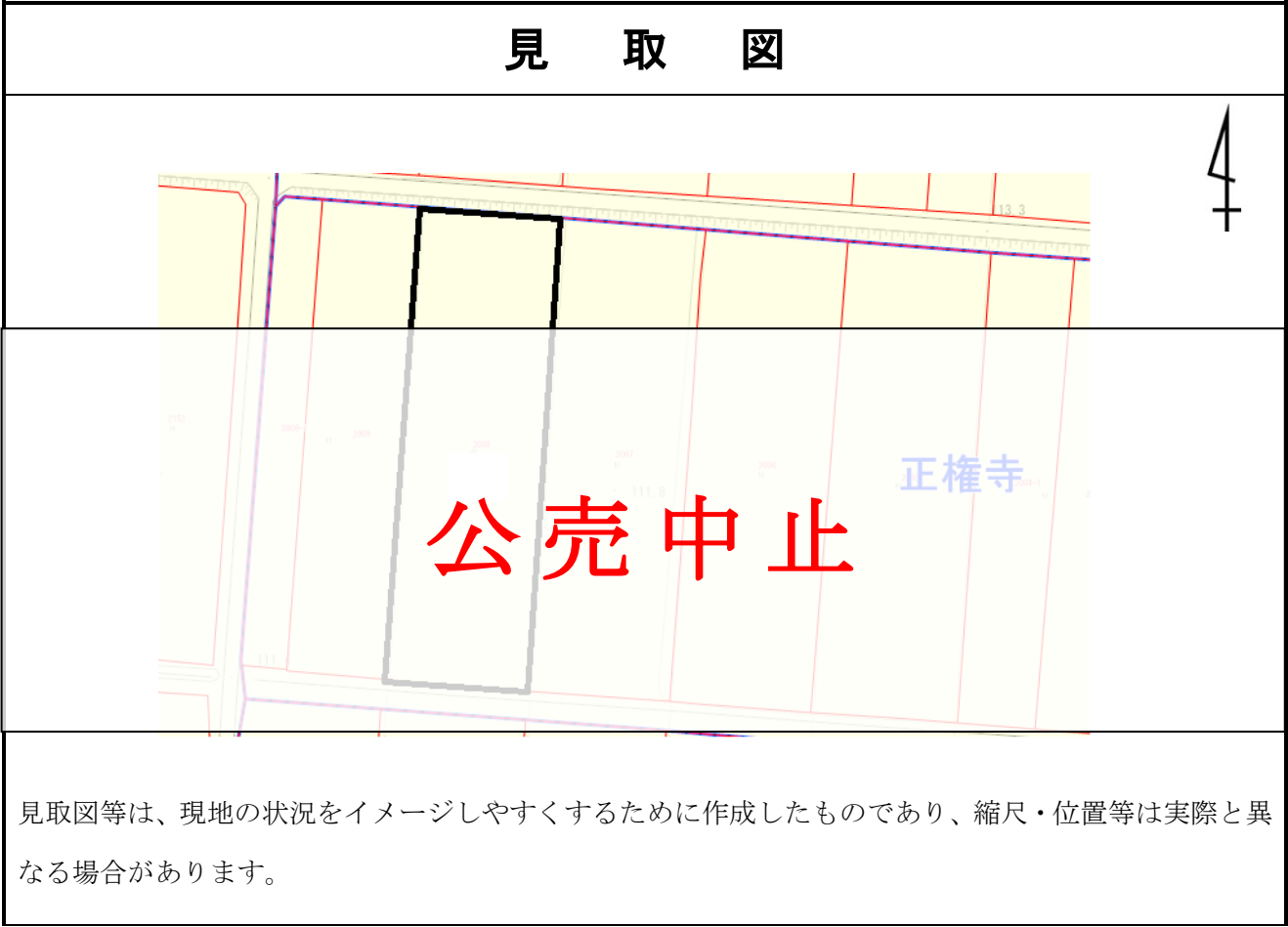


写真	
	
	
北西から	北東から
写真の赤線は現地の状況をイメージしやすくするために示したものであり、境界確認は、買受人と隣接地所有者との間で行ってください。	